

広報



昭和51年7月1日

No. 151

あいろ

住民基本台帳登録人口

(6月1日現在) 前月対比

人口 9,379人 △2

男 4,440人 △3

女 4,939人 1

世帯数 2,432世帯 2

発行 秋穂町役場



写真=長い年季を感じる見事な苗さばき。何の語らいか、ときに楽しげな笑い声が水面をわたります。

「田植え」といえば、ほとんど機械植になりましたが、親綱を引き、田植え定木を使い、早乙女が植える昔ながらの風景も、まだ当町でもあちこちに見ることができます。

1反(10アール)植えるのにベテランの早乙女で1日半、これが機械植えとなればわずか1時間半。このように、農業の機械化は農家の労働軽減と省力化に大きな役割りを果たしてくれました。

しかし、こうした昔ながらの田植えにも、持ちつ持たれつの連帯感、人それぞれのコミュニティなど社会的にはよい面が多くあり、人情豊かな地域特有の行事なども、こうしたものから育ってきました。

わたくしたちのまわりにある古きもののよさは、いつまでも受けついでいきたいものです。

今月の心配ごと相談日 9日(金) 大海分館 ・ 20日(火) 老人福祉センター

20人の住民代表決まる

町議会議員選挙の投票



七月十一日をもって任期満了となる町議会議員の選挙が、六月二十日午前七時から午後六時まで、四つの投票所（第一公民館大海分館・第二大海小学校屋内運動場・第三秋穂町商工会ホール・第四中央公民館講堂）で行われました。町内は、すでに農繁期に入っておりましたが、身近な選挙だけに住民の関心は高く、加えて梅雨の間の晴天に恵まれて、投票率は前回を一、三二割上廻る九四、三九割の好成績でした。

引き続き、午後七時三十分から議事堂において即日開票の結果次の二十名の方々の当選が決まりました。

（氏名は得票順、（ ）は年齢。
敬称略）

- | | |
|-------|------|
| 藤井 旭 | (五〇) |
| 内田 利夫 | (五〇) |
| 原田 欣知 | (二九) |
| 有吉 照人 | (四二) |
| 上村 幸人 | (四二) |
| 藤田 武彦 | (五四) |
| 吉田 善治 | (五六) |
| 藤田 和男 | (四七) |
| 渡邊 公智 | (三八) |
| 大野 秋利 | (六〇) |
| 福江 勝二 | (六〇) |
| 米村 栄 | (六八) |
| 金子 勝吉 | (五三) |
| 三尾 勝次 | (四三) |
| 金谷 行藏 | (五七) |
| 安田 民子 | (六〇) |
| 星元 時夫 | (三六) |
| 内田 武文 | (五一) |
| 原田 政一 | (六二) |
| 谷野 久章 | (五六) |

有権者数と投票率

区 分	有権者数	投票率	男	女	計
第一投票所	661人	90.02%	661人	739人	1,400人
第二投票所	505人	93.86%	505人	582人	1,087人
第三投票所	921人	92.18%	921人	1,012人	1,933人
第四投票所	1,044人	94.73%	1,044人	1,244人	2,288人
計	3,131人	92.85%	3,131人	3,577人	6,708人

町から暴力を追放しよう

毎月20日は
暴力追放の日

力追放宣言がなされました。町内でもこれから海水浴シーズンを迎えて、暴力行為の発生が予想されます。町民の総力を結集し、暴力のない明るい郷土をみんなで作っていきましょう。

昨年十月、町議会で暴力追放決議がなされ、その後、二月二十日、「山口県暴力追放県民会議」が設立され、県下に八つの支部が結成されました。

また、六月十一日に山口県暴力追放県民大会が開かれ、毎月二十日を「暴力追放の日」に定めるとともに、次のような暴力追放宣言がなされました。

暴力追放宣言

暴力団は、当局のきびしい取締りにもかかわらず社会に根深く寄生し、けん銃発射事件等を起こし、善良な県民に不安と脅威を与えているところである。

われわれは、暴力排除についての自覚と決意を新たに、「明るく住みよい県づくり」を実現するため互いに力を合わせ、県民の総意をあげて次に掲げる事項を強力に推進することを決議し、ここに宣言する。

- 一、いかなる理由を問わず、暴力団と関係する一切の行為を行わない。
 - 一、暴力団の資金源となる一切の行為を行わない。
 - 一、いかなる暴力行為も断じて許さず、勇気をもって警察に届け出る。
 - 一、青少年の非行防止と有害環境の浄化に努める。
- 昭和五十一年六月十一日
山口県暴力追放県民大会

7月1日は 国民安全の日

「国民安全の日」は、昭和三十五年に国民各界・層の強い要望によって、次のような趣旨のもとに設けられました。

国民一人一人がその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省するとともに、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通災害、火災など、国民の日常生活の安全を脅かす災害の発生を未然に防止しようとするものです。

「国民安全の日」は、今年で十七回目を迎えますが、この運動は関係者の単に一日だけの反省や留意だけで成果が上がるものではありません。この日を契機として国民の自主的活動が展開されなければ決して盛り上がりを持てず、期待することはできません。

すべての事故は、ちょっとした不注意、気のゆるみ、悩みごとなどから起こることが多いので、自分の行動が人の生命に影響するという責任感を持つと共に、職場や家庭内における人の和が大切です。また、各関係行政機関、企業体、



学校、家庭などそれぞれの立場で安全対策を強化し、施設などを整備し、安全運動を推進するとともに、国民すべてがルールを守り、常に事故防止に対する気構えを持ち、これを習慣とすることが必要です。

今年も海水浴シーズンを迎えました。本町の海浜にも毎年各地からたくさんの方々が訪れるため、今年も町内の幹線道路の、交通混雑が予想されます。

このため、山口県公安委員会で

私たちも災害から身を守るために、日ごろから次のようなことに気をつけましょう。

○職場では施設や設備の整備・点検は十分でしょうか。

○梅雨や台風によって平素の心がけや準備はお済みですか。(トビや水路・溝などの水はけ、ガケ崩れの恐れのある箇所の補修など)

○道路や溝などに危険な箇所はないでしょうか。

○野井戸や野つばには、危険防止のサクなどがしてあるでしょうか。

○車や自転車に乗る時は、整備・点検をすませて、規則を守って運転しましょう。

○比較的安全と思われる家庭内に

駐車禁止

○駐車禁止区間

- (1) 県道花香南室田商店前から中道經由西青江河内商店三ッ路まで。

夏の間交通規制がされます

花香 室田商店前 — 中道經由 — 河内商店前

は、円滑な交通の確保と事故防止のため、次のように交通規制を行うことになりました。

みなさんのご協力をお願いいたします。

(2) 町道赤石線中道浜三ッ路から赤石下村みかん集荷所前まで

○駐車禁止期間

七月十日から八月三十一日まで
※農作業その他で特に必要のあ

おいても、乳幼児・老人の窒息、幼児の溺死、ガス中毒、高所からの墜落など危険がいっぱいです。家中で注意しましょう。

○火災に対する備えとして、消火器の点検やパケツ一杯の水の用意がしてありますか。

このほかにも、まだまだたくさん

一方通行図



は駐車禁止

る方は、秋穂派出所へ申し出てくだされば、道路の状況によっては許可証が交付されます。

一方通行

○実施期間

七月二十四日から八月八日まで
の土曜日と日曜日

○実施区間と時間
土曜日 午後一時から午後六時

んの注意事項がありますが、各人が今までの自分の態度を反省するとともに、職場や隣近所の人びとの連帯の中で、日常生活が不安なく過ごせるよう、真剣に話し合い、これを実行に移し、明るい社会、明るい家庭づくりに、努力していきたいものです。

まで
日曜日 午前九時から午後六時まで
花香南室田商店前から中道經由西青江河内商店前まで。

※交通の状況によっては、規制時間を変更される場合があります。この時には警察署から有線放送等により周知されます。

みんなの健康

環衛連だより

煙霧消毒実施月間

7月4日～8月29日

夏時期に発生しやすい衛生害虫を駆除するために、煙霧消毒実施月間を設けることになりました。実施される区には薬剤を無償で提供し、助成金も交付する予定にしています。

防除用の機具（スインフォッグ）を利用される場合は、火災や事故がおきないように、機具の取り扱い方法の指導をうけて実施してください。

なお、機具の申し込みは、早めに町環衛連事務局へしてください。

ゴミはあなたのものです

暑い日が続く、気候的にゴミの悪臭が強く、又、腐りやすい時期となりました。

お互いに腐りやすいものや、水分を多く含んでいるものは、できるだけ水気を取り除き、ビニール袋に入れるか新聞紙によく包んで、容器又は紙袋などにいれてください。ゴミはあなたのものです、あなたの日常生活から出たものです。「燃えるゴミ」（日常の生活によって生ずるアザブ等）を出される場合は、他の人に迷惑がからないように収集予定時刻の直前に出してくださるよう、ご協力をお願いいたします。

（収集場所周辺の人が迷惑しているとの苦情がよくあります。）

料金がいねい

産業廃棄物として次のものを処理場に持ち込む場合は、町長の許可を受けて、量に応じて処理費用を納入していただくことになっていきます。

搬入許可の手続きは保健衛生課又は大海支所で行っていますが、この場合、許可証の交付を受けて許可された品目でない搬入できないことになっていきます。

町長の許可により搬入・投棄できるもの

(1)土砂（石材を含む）及び、家屋の取りこわし等により生ずるもの

(2)魚貝類及び農作物

区分	大型車	普通車	軽自動車	その他	備考
1. 土砂及び石	1,000	500	300		
2. 魚貝類	3,000	2,000	1,000	300	
3. 生ゴミ及び類似物	3,000	2,000	1,000		
4. その他	500	300	200		野菜の5割、野菜の5割、野菜の5割

※右の管理料は投棄一回当たりの費用額です。

※その他（区分）とは荷車、リヤカー類です。

一般廃棄物（毎週収集しているゴミ等）を自分で埋立処理場に捨てる場合は料金はかかりません。

お元気ですか 保健婦です

今月は結核について考えてみましょう。

表でおわかりのように、他市町また県に比べても、当町は結核にかかる率が非常に高いことがわかります。

いま、一三人（図1）の結核患者がありますが、これは住民八一人に一人の割合になります。

自然環境はよく、空気の澄んだ秋穂町でなぜ、他市町に比べて結核患者が多いのでしょうか。

問題点をあげてみましょう。

1. 病状が重くなってから、入院をする人が多いこと。
2. 入院する人を見ると、一般住民検診（毎年、町が行うレントゲン車による検診）を受けていない人が多いこと。
3. 結核に対する正しい認識を持たず、治療放置の人が多いことなどがあります。

図2をご覧ください。比較的高い年齢の方に病気の人が多く、十歳以下については、家族内の感染が目立っていることです。

結核は「不治の病」と言われたのは昔のことで、専門医の指示に従い、まじめに治療を続ければ必

人口10万対

県市町別	49年の罹患率
山口市	110.6
秋穂町	263.6
小郡町	65.4
阿知須町	62.4
山口県	117.6

(51年山口県の結核統計から)

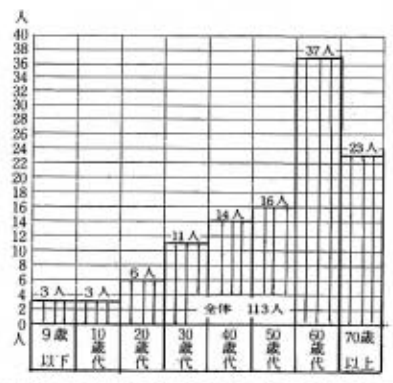
ずよくなるほど、医学は発達してきているのです。

昨年度の一般住民検診の受診率は七三割でした。残る二七割のところは案外結核菌がひそんでいるかも知れません。

今年も、七月十二日から一般住民健康診断が始まります。自分とそしてみんなの健康のために進んで検診を受け、すでに病気の人はかくしたり放置しないで、正しい治療を受けましょう。

一人の結核患者のない町にすることが、保健婦の願いです。

図2 年齢別にみた結核患者の状況



結核の定期検診を行います

今年も、レントゲン車による無料の健康診断を、次のとおり行います。

これは住民のみならず、結核から守るため、毎年行っているのですが、今年の無料健康診断は今回限りです。仕事着のままでも結構です。受診票を持参して、最寄りの場所を受けてください。雨天の場合でも予定どおり行います。

なお、病气などで受診できない人、あるいは他の機関で結核検診を受けた人は、保健衛生課(☎二二二二)または有線(二三三二二)へご連絡ください。

51年度 一般住民健康診断日程表

日	時間	場所	日	時間	場所
7月	9:00~9:45	大河内北 竹内寛氏宅前	7月	9:00~9:45	祇園町 宗綱秀登氏宅前
	9:55~10:25	大河内南 若村勇治氏宅前		9:55~10:30	黒沼南 末繁静江氏宅前
	10:35~11:15	天神町 網永仁右エ門氏宅前		10:40~11:10	黒沼南 大林養造氏宅前
	11:25~11:55	浜中 砂田頼男氏宅前		11:20~11:50	黒沼北 大木繁幸氏宅前
12月	昼食		15日	昼食	
	13:00~13:30	北条 田中秀雄氏宅前		13:00~13:30	黒沼北 公民館前
	13:40~14:10	中条 時繁菊治郎氏宅前		13:50~14:30	宮ノ目 公民館前
	14:20~14:50	井南 藤田賢治氏宅前		14:40~15:30	西天田 松永キクエ氏宅前
7月	9:00~9:30	小浜 松崎アヤ子氏宅前	7月	9:00~9:50	東天田 公民館前
	9:40~10:10	赤崎 公民館前		10:10~11:30	中野 公民館前
	10:20~11:05	日地 公民館前		昼食	
	11:20~11:50	金山令 松本勲氏宅前		13:00~13:40	下村公民館前
13日	昼食		16日	昼食	
	13:00~13:30	西青江 安光精子氏宅前		13:50~14:40	町役場
	13:40~14:10	先青江 公民館前			
	14:20~15:00	中道 秋楽園			
7月	9:00~9:30	中道 藤村弘一氏宅前	19日	9:00~11:30	中条 農協大海集荷所 (注) 大海地区の人で健康診断を受けていない人
	9:40~10:10	花香南 公民館前			
	10:20~10:50	花香北 公民館前			
	11:00~11:30	中津江 三浦波氏宅前			
14日	昼食		7月	13:00~15:30	町役場 (注) 秋穂地区の人で健康診断を受けていない人
	12:40~13:10	中津江 市宮車庫前			
	13:20~14:00	屋戸 長村十二男氏宅前			
	14:10~14:50	海岸通り 秋穂産業自動車修理工場前			
(水)	15:00~15:45	本町 26番大師堂前			



三輪香澄ちゃん (八か月)

◎水虫にかかったら、ニンニクおろしを患部にすりこみ、数日続けるとよいそうです。ニンニクは非常に殺菌力が強いようです。

ひと口健康メモ

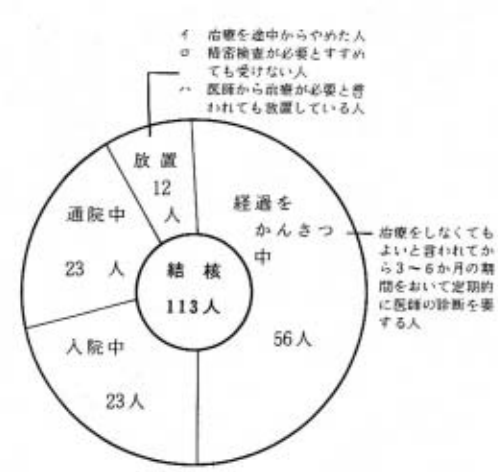
◎卵の食べ方については、半熟にした卵が最高です。ただし、空腹で食べると、消化不良を起し、胃によくありません。(赤ちゃんの離乳食はよくゆでてからスプーンでやわらかにすることです。)

今月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行 事 名	場 所	対 象
19~12月	水	9:00~15:30	健康診断	町内巡回	(別記)
7月	火	13:30~14:30	秋穂乳幼児相談	中央公民館	乳幼児とその母親
6月	火	13:30~14:30	一般住民	大海分館	一般

図1 治療の状況

秋穂町の結核の現況 (昭和51年5月1日現在)



公民館だより

社会教育・公民館運営審議会の 委員が決まりました

昭和五十年で任期満了となり、
ておりました社会教育委員、公民
館運営審議会委員が次の方々に
決まり、教育委員会からそれぞれ
委嘱されました。(敬称略)

◎社会教育委員

- 津守 薫 (秋中校長)
- 藤田武彦 (秋小PTA会長)
- 本田禮子 (大海婦人会長)
- 三尾勝次 (町子連会長)
- 福江勝二 (学識経験者)
- 原田昌一 ()
- 中村朝野 ()

◎公民館運営審議会委員

- 津守 薫 (秋中校長)
- 吉岡省己 (秋小校長)
- 門脇俊宣 (大小校長)
- 松崎保彦 (BBS)
- 安田民子 (町連合婦人会)
- 渡辺君子 ()
- 福田明男 (町子連)
- 上田弘彦 (秋中PTA)
- 金子勝吉 (体育協会)
- 緒方 烈 (社協)
- 平田新作 (農協)
- 吉永盛治 (大海漁協)
- 田中靖博 (商工会)

- 中村保男 (区長会)
- 徳久正雄 (学識経験者)
- 安光満資衛 ()
- 西野 操 ()
- 道中敏子 ()
- 国沢三男 ()
- 松永恵美子 ()

白昼映写装置の寄贈がありました

山口中央ライオンズクラブより



贈呈式 (中央公民館にて)

いままでは昼間は暗幕がなければ十六ミリ映写機の映写が十分でありませんでした。このたび山口中央ライオンズクラブより、白昼映写装置一式の寄贈がありました。今後の各地区での学級等に大いに役立つものと期待しています。公民館としても、十分な活用をするように計画をすすめています。これは三十名位までの小会場向ですから、みなさん方もそのような計画のもとに公民館にご相談ください。

7月の行事予定

公民館の休館日 毎週月曜日

◎中央公民館

- 1 (木) 洋裁教室 午前9時・午後1時30分
- 6 (火) 華道教室
- 7 (水) 高齢者学級 (秋穂地区) 秋小
- 8 (木) " (大海地区) 大小
- 9 (金) 栄養大学
- 10 (土) 園芸教室
- 14 (水) 楽焼教室
- 15 (木) 洋裁教室
- " 版画教室 午後7時30分
- 20 (火) 町民水泳プール公開
- " 華道教室
- " 書道教室 午後3時・5時
- " 栄養改善 午前9時40分
- 22 (木) レクリエーション教室 午後7時30分
- 27 (火) 家庭教育学級 午後1時30分
- 28~30 子ども会交歓キャンプ
- 謡曲教室 毎週土曜日 午後7時30分
- トレーニング教室 毎週火・金曜日 午前9時・午後5時
- 絵画教室 毎週水曜日 午後7時30分
- 詩吟「秋風会」毎週水曜日 午後7時30分
- BBS例会 第1・3木曜日 午後7時30分

◎大海分館

- 謡曲教室 毎週木曜日 午後8時
- 詩吟クラブ「おおみ会」毎週火曜日 午後8時
- 詩吟「秋風会」毎週1回 午後8時

学級訪問

若妻学級の巻

健康な赤ちゃんを産み育てるために

若妻学級は初めてお母さんとなる人たちが、次の世代を担う健康な赤ちゃんを産み育てるための学習の場として、毎年二回、三日コースで開かれているものです。当日は、出産を数か月後に控え、親となる喜びと期待に胸をふくらませた十三人の妊婦さんが出席しました。この日は第一日目で、「健やかな子供が産まれ育つように」とのテーマで保健婦の指導を受けるとともに、健康には何よりも栄養が必要と、保健所の栄養士さんの指導により調理実習をし、みんなが試食しました。6月22日・第二日は、「らくな産の準備と経過」と「家庭計画」について。6月29日の第三日は、「赤ちゃんのすべてについて」と「お湯のつかわせ方」について、実習の伴った勉強をしました。※次の若妻学級は、十二月に開設します。家族みんなの協力で、多くの若妻のかたがたが出席されるようおすすめします。

〔おたずね〕
 テレビの与える影響について不安を感じているのですがどのよう
 に指導したらよいでしょうか。 Y・W

〔お答ええ〕

テレビの与える影響について不安を感じているということですが不安を感じているということは、その影響がハッキリしないことにもよると思われ
 ます。子どもの行動や考え方の感じ方などに、テレビの視聴がどのように影響するかという研究や調査はまだそんなに多くありません。またその影響を正確にとらえるとい

家庭教育通信

No. 25

うこともそんなにたやすいことではありません。

物事に対する反応が早い反面じっくり考えることや創造性がなくなると即断するわけにもいきません。テレビ視聴だけで考えたり、創造性を養えるというものでもありません。子どもの精神発達にとってテレビが万能薬ではありません。無益なものともいえません。幼児は特に具体的に物事を考える

特性がありますので、できるだけ具体的に物事を示して考えさせることが必要です。
 テレビ番組の内容については、大いに検討する必要があります。また、視聴時間もハッキリと決めて実行させることです。

〔おたずね〕

子どもが悪いことをしたので叱ると、謝まる前に必ず「おばあちゃん」と言って泣きながら姑のところへ行き助けを求めます。姑との関係で困っています。

M・S

〔お答ええ〕

一、しつけについては両親が責任者、中でも母親が直接の担当者です。
 二、育児やしつけについての話し合いをいつも行って、家族全員が一貫した態度であたる。
 三、過保護におちいらぬよう注意する。
 四、子どもにできることはどしどしさせる。
 五、お年寄りにも外に出る機会をもっていただき、新しい社会を知っていただく。
 良いこと、悪いことの理解のゆく年齢になれば正しくしつけるべきだと思えます。おばあちゃんも、「A子ちゃん、いけないからお母さんに」ごめんなさい。もう

家庭教育学級の開設

この度、公民館事業として、保育所、児童館、幼稚園の母親クラブの会を主体とした家庭教育学級の開設することになりました。
 人間形成の時期は幼児期に定まるといわれています。この基礎がつけられる大切な時期に家庭にある親と子の触れあい、しつけ



先生を囲んで熱心に相談する母親

「おたずね」とあやまりましようね」と言ってくださる心がけが大切でしょう。悪いことは悪いのですよと正しく知らせる協力がいると思えます。孫は目にいれても痛くないと申します。過保護ならぬよう注意することです。

K・F

目的

人格形成の基礎がつけられる重要な幼児期に親が家庭で果たす役割について考え、子どものより健全な育成をはかる。

対象

・町内に有する保育所、児童館、幼稚園児の両親又はそれにかわるもの
 ・(三歳児の両親を含む)
 ・その他関心のある方

期日
 毎月二十五日の予定(講師の都合で変更することがあります。)
 時間は十三時三十分から十六時三十分まで
 場所
 秋穂町中央公民館
 大海小学校
 学習内容
 ・子どもの性格形成
 ・家庭の責任としつけ
 ・子どもの健康と安全など
 講師並びに指導助言者
 山口県教育研修所相談部長
 河内山雄男先生
 下関女子短期大学保育学
 小林ひさ子先生
 宇部短期大学教授
 中邑平八郎先生
 教育委員会教育長 福岡 久雄
 中央公民館長 西村 謙治
 社会教育主事 二井 清夫
 県立図書館・小中学校長等

学習計画

月	学 習 課 題	講 師
7	子どもの心理としつけ	小林ひさ子先生 社会教育主事
8	親の家庭教育における責任と役割	中邑平八郎先生 公民館長
9	三つ子の魂百まで	河内山雄男先生 教員
10	幼児の健康管理	小林ひさ子先生 小中学校校長
11	家庭教育とテレビ	中邑平八郎先生 小中学校校長
12	子どもの遊びとおもちゃの与え方	河内山雄男先生 小中学校校長
1	幼児の母親のあり方	小林ひさ子先生 社会教育主事
2	本の与え方とその指導	中邑平八郎先生 県図書館
3	家庭教育のあり方	河内山雄男先生 社会教育主事

の存ぎあう手と手で非行のない社会

社会を明るくする運動推進月間

7月1日～7月31日

社会を明るくする運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生を目的とし、住民がたがいに手をつなぎ合い推進して、明るい社会を築こうとする、全国的な運動です。今年の重点目標は「青少年の非行防止活動の推進」でそのスロ―ガンは、

一、一日一度は親と子の対話を
一、たがいに相手の話をきいて、
励ましあう仲間をつくらう。
一、となりからとなりへ助け合う
心の輪をひろげよう。

以上三つとなっています。最近は新聞、テレビ等で親子の断絶が問題になっていますが、このことを積極的に解消していくこと、又、学校とか職場で仲間はずれになっていような人たちがないようにしようとして隣近所の人達や出来事に關心をもち、好奇心からではなく、たがいに理解しあう姿勢で隣人との話し合いを深めよう、というような趣旨のものです。

これから夏休み、又海水浴シーズンに入り、いろいろな問題が一番多く起こる時期に入ります。町民のみなさんの協力で、非行などの問題が起こらない、明るい町になるよう努力しましょう。

**まず親が、そしてみんなが注意して
すべての事故から、子どもを守ろう**

○あぶない所では絶対に遊ばないように又遊ばせないようにしましょう。



水の事故防止

○危険な場所や遊びをなくし、子どもをすこやかに育てよう



家庭内外の事故防止

○知らない人のさそいはことわりましょう。



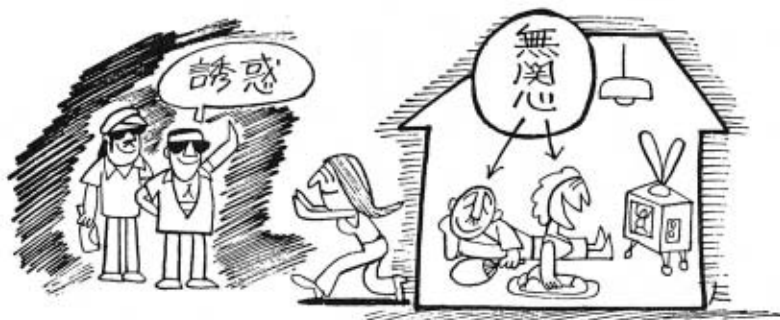
誘かい防止

○道路での遊びは危険なので絶対やめましょう



交通事故防止

夏休みは誘惑の多い時です



非行は親の無関心から

小鳥を捕ったり

飼うには

許可が必要です

ウグイスやメジロなどを愛玩のために捕ったり飼うためには、次のように許可を受けることが必要です。

○愛玩のために捕えるには、環境庁長官や県知事の「捕獲許可」が必要で、

○愛玩のために飼いたいときは、県知事の「飼養許可」が必要です。無許可で捕ったり飼ったりすると、きびしく処罰されます。

○飼うためにはどうすればよいか
〔捕獲〕
○愛玩のために県知事の許可で捕

獲できるものは、マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラス、ウグイスの七種類です。

その他はすべて、環境庁長官の許可が必要です。
〔飼養〕
○県知事や環境庁長官の捕獲許可を受けて捕えた鳥類を引き続いて飼おうとするときは、県知事の「飼養許可」がいります。

○飼養許可の有効期間は一年で、引き続き飼おうとするときは更新しなければなりません。
〔譲渡〕
○飼養している鳥類を譲渡するとき、飼養許可証とともに受渡し



人権擁護委員に 宮原勝恵さん



六月十五日付をもって、法務大臣から宮原勝恵さんに人権擁護委員の委嘱発令がありましたのでお知らせいたします。

宮原勝恵さんは中条にお住いで電話二五三七番・有線四四五七番です。

人権にかかわる問題については、お気軽にご相談ください。

しなければなりません。
〔手続き〕
○捕獲許可及び飼養許可の申請手続きは町産業課で行っています。なお、飼養許可申請の場合は、四百円の手数料が必要です。

離婚後も婚姻中の氏が名のれます

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月五日から施行されました。これにより、

婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三か月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律施行前三か月以内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができま

す。くわしいことは、町民課でおたずねください。

身元不明死者相談所の開設

開設

山口県警察本部と県下の各警察署では、七月十五日から八月十五日までの一か月間、「家出人、身元不明死者の身元確認」をする運動を行います。

行方わからない身内の安否を気づかっておられる方は、遠慮なく県警察本部鑑識課(電話山口5-51-11内線二九五)あるいは最寄りの各警察署の相談所、または下記巡回相談所へご相談ください。秘密は絶対に守ります。

なお、相談においでになるときには次のような資料をお持ちください。

- 家出された方の写真。
- 身体の特徴をよく調べておく。

○手紙、日記、メモ、ノート類で手がかりとなるもの。
○家出された方が立寄ると思われるところ、氏名など。
○そのほか、参考となるもの。

開設日	場所
7月16日(金)	下関警察署
7月18日(日)	萩
7月21日(水)	小野田
7月23日(金)	宇部
7月27日(火)	山形
7月29日(木)	小徳
8月2日(月)	下松
8月4日(水)	平生
8月6日(金)	岩国
8月10日(火)	徳島

時間はいずれも午前9時から午後4時まで

民事関係の紛争調停

相談日の開設

四時まで。

開設場所

山口市駅通り 山口簡易裁判所内

相談内容

金銭、土地、家屋等の貸借関係交通事故等による損害賠償関係など民事関係の紛争で、調停による解決を目的とするもの。

民事調停相談日

毎週火曜日(ただし祝祭日を除く)午前九時三十分より午後

お知らせ



砂利採取業務主任者試験

試験

日時 七月三十一日(土) 午前十時から正午まで
 場所 山口市大手町九番六号 山口県社会福祉会館内
 受験資格 年令、性別、職歴、学歴等特別の制限なし
 受験願書受付期間 六月二十一日(月) から七月十五日(木) まで
 (郵送の場合は、七月十五日までの消印のあるものは有効です)
 受験願書等の請求先及び提出先 山口市滝町一―一 山口県商工労働部商工課へ

狩猟者講習会の開催

(初心者課程)

日時 甲種Ⅱ七月二十一日九時から、乙種及び丙種Ⅱ七月二十一日と二十二日九時から十七時まで。
 場所 防府市文化福祉会館

対象者 本年度から、初めて狩猟免許を受けようとする人及び、過去三か年(四十八・四十九・五十年度)の間に狩猟許可を受けなかった人。
 (経験者課程)

日時と場所

甲種・乙種・丙種とも七月二十八日九時から、山口県防府総合庁舎・八月七日十三時から、山口警察署。

対象者 昭和四十四年から四十六年の間に講習を受けた人のうち、四十八・四十九・五十年度のいずれかに一回、狩猟免許を受けている人。
 ○詳しいことは、町産業課へおたずねください。

特別職国家公務員(一般曹候補生・航空学生)の募集

応募資格 十八歳以上二十歳未満で、高等学校卒業者(見込みの者) 受付期間 八月二日から九月二十七日まで。

一次試験 十月三日

詳しいことについては町総務課 または、自衛隊山口地方連絡部(電話山口②一三三二五)へおたずねください。

中小企業夏季対策資金の貸付

融資対象 夏季増加仕入資金・夏季諸決済資金・夏季ボーナス支給資金。

融資枠 二十三億円(五倍協調)
 融資限度 五百万円・組合三千万円。
 融資期間 六か月以内
 融資利率 年七、五%

融資方法 手形貸付・割引手形
 資金用途 運転資金
 保証人及び担保 指定取扱金融機関所定の方法

申込み先 商工中金・地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合。
 受付期間 六月一日から八月三十一日まで

山口県統計年鑑を

あっせん

本書は、山口県の人口・産業・社会・文化などのあらゆる分野にわたり、基本的な統計資料を総合的に集録したもので、山口県統計協会から発刊されます。頒布価格は三千五百円で八月上旬頒発刊の予定です。希望される方は七月二十日までに企画室(有二三二二)へお申込みください。

山口県統計グラフコンクール作品の募集

県統計協会では、県下の小・中・高校生・大学生及び一般県民から統計グラフを募集します。応募作品のしめ切りは九月八日です。応募についての詳しいことは各学校、または町企画室へおたずねください。

果樹農家の皆さんへ

昭和51年
果樹基本統計調査
 7月1日

農 林 業

七月一日に全国的な規模で、果樹基本統計調査が行われます。これは、果樹農家の実態を把握し、農林行政に必要な基礎資料を整備するとともに、果実生産の計画的また安定的な拡大と併せて、果樹経営の改善を図るための資料となるものです。

ですから、この調査の結果を税金などの資料には絶対使用しませんし、個人の秘密は法律によって固く守られることになっています。お宅に調査員さんが伺いましたら、ありのままをお聞かせくださるようお願いいたします。

セイタカアワダチソウ駆除の適期です

ただし、農薬を使用する時には農業改良普及所に連絡し、安全使用等、十分に注意してください。

セイタカアワダチソウを撲滅しよう



これからセイタカアワダチソウが繁盛する季節です。この草の駆除期は生育期・梅雨あけ、開花期の三回です。今から(七月中旬と下旬)梅雨あけ駆除の適期です。駆除は、できるだけ根こそぎ引き抜き、焼却するのが一番ですが、駆除面積が広く、農薬の使用が可能な場所では、グラモキサン・クサブランカー等を散布すると効果的です。

目でみる広報



ただいま 勉強中

消費生活上のいろいろな問題について学習する場として、昨年度から設けられた消費者学級に、今年度も多数の参加申込みがあり、6月24日に開講式をかね第1回の学級が開かれました。
 農繁期の盛りながらも熱心な学級生の出席のもと、消費生活センターの松田講師を招いて、今回は「物価とくらし」について学習しました。



黒潟母親クラブの研修会

水のシーズンを前に黒潟母親クラブ（米富妙子会長ほか78名）では、6月25日午後1時から2時間、日赤山口県支部の協力をえて水難防止と応急処置について研修会を開き、人形を使っての呼吸蘇生法、人工呼吸法、心臓マッサージなど実地に指導を受けました。

写真=イチチ、ニイ、サン、シ、とリズムをとりながら、人工呼吸の練習

税のコーナー



所得税第一期分の納税は

7月31日まで

所得税は、第一期（7月）・第二期（11月）・第三期（3月）に分けて納めることになっております。第一期と第二期を予定納税といっています。

税務署が通知する予定納税額は、昨年の所得をもとに計算されたものです。第一期分を7月1日から7月31日の間に納めていただきます。
 また、6月30日現在の状況で休業・災害・横領による損害や、業況不振などで所得の減る見込み

の場合には、7月15日までに減額申請を税務署に提出してください。

固定資産税

第二期分の納期は

7月31日まで

町・県民税の第一期分の納期は6月30日まででしたが、まだの方は、至急完納しましょう。

「税」の 作文募集

高校生から税に関する作文を募集しています。税について、日ごろ考えていることや意見など、なんでもけっこうです。
応募資格 高校生であれば、どなたでも応募できます。
応募枚数と字数 一人一編で三千字以内 末尾に住所・氏名・性別・学校名・学年・学校の所在地を書いてください。
しめきり 九月六日までに税務署へお送りください。

食品の表示は よく見て 買いましょう

豆腐や油揚げ、油菓子などは、現在のところ法律で製造年月日表示の義務づけはありません。
 しかし、そう菜など、容器や包装に入っている食品で品質のわりにくい食品には、ほとんど製造年月日の表示が義務づけられています。これから夏にかけては食品のいたみややすい季節、買物の時には製造年月日をよく見て買いましょう。

モメ生活

きゅうすのきゅうすの
 そそぎ口に
 ついている
 ビニールは
 何のため？

きゅうすを買ったとき、きゅうすの口にビニールがついています。これは、きゅうすの口が、輸送中や店頭で破損しないよう保護のためにつけられているもので、お茶がそそぎやすいようにつけられているわけではありません。したがって、食品衛生法の適用はうけませんので、とり外しておきましょう。

郷史 (34)

大海の開作

毛利家文庫「寄組以上開作地附立帖（県文書館）」によると、栗屋氏は青江村一圃を上地したあと、その代りに大海村一郷一村の所、海上石共高八〇七石余の内、古地七八四石余へ、傍示開作三九町歩を天明四年（一七八四）栗屋帯刀に差免されている。

傍示開作というのは栗屋氏大海領のように、一郷一村全域（田島海山共）が給地になっている場合、その領域内の未開地や干潟を開いて田島浜をつくる開作をいい、この場合でも藩に届け出て許可をうけなければ、自分の給領地だからと云って、勝手に開くことは許されなかった。

為末家文書

中条の為末家文書によると、天明六年四月一六日に領主栗屋帯刀は二男十二郎を同道して大海の開作地の見分に来ているが、直ちに着工したわけではなく、約三五年後の文政二年（一八一九）になつて漸く汐留めをしている。

その記録によると、文政元寅ノ一二月二日御開作御築立御御初めとして御当役御所帯方御出張、庄屋元で龍神祭御祈傍仰せ付けられ



為末善兵衛、権四郎父子共に召し出されて御神酒を頂戴し、翌年正月一日より善兵衛開作方御用銀の受払いを仰せ付けられ、権四郎も二月朔日より出勤、道永市兵衛と勘定役を一〇日交代でつとめることになった。

そして善兵衛は同年三月萩の御屋敷から呼び出しがあった、三月八日に御屋敷につき、翌九日にお目見えして大海村御開作築立につき、御当役所に銀一五貫目出銀仰せ付けられ、家柄永代大年寄に仰せ付けられ、御羽織（晒御紋付笹御前茶）を下さる旨の御証拠物を

貰って、御丁寧な料理を頂戴して罷り帰っている。

しかし開作が完成する迄には多くの曲折と歳月を要した。

大海浜永代売渡証文

下村山内家文書（県文書館）によると汐留めより八年後の文政九年二月に齊藤太郎右エ門、波多野太郎兵衛の両名が大海塩浜一〇枚分のうち三枚開立して持ち悩み、ついに長嶺六郎右エ門、藤松新助住吉屋文右エ門の三名に永代賣渡しを行った証文の写しが残っている。

これによると大海浜は右両名が扱持ちの権利を得て塩浜造成に着手したが、ついに行きづまり、その権利を銀一五〇貫目で譲渡したことがわかる。

この証文には栗屋氏家来の翠根杜兵衛、林五郎右エ門、武中猪兵衛の三人と当時の給庄屋田中文字右エ門、畔頭小川太郎右エ門、同治兵衛、浦年寄道永市兵衛、大年寄為末善兵衛も署名捺印している。

その後この塩浜の一部は再び売渡されたことが大道上田家文書にあり、颱風、高汐で工事は目論見通りに進まず、扱持ちを悩ませたことが推察できる。

天保一一年（一八四〇）当時の給庄屋道中治兵衛、給畔頭小川太郎右エ門、同喜蔵は小都合庄屋であった山内幾太郎の元でまとめた「小郡御宰判大海村御高小村浦方仕出帖」（県文書館）に新開作拾町余、塩浜未だ半途につき、御石盛りもできていないことが記され

て居り、更にそれから三〇年後の明治三年（一八七〇）になってやっと成就したことが山内家文書の「御内所務一紙」（県文書館）にある。それによると

栗屋耕蔵様分

○田数二反三畝一九歩

高一石七斗八合

○畠数一町九反七畝二歩

高五八石七斗五升五合

○浜数一五町一反一五歩

高一三石八斗五升

右新開のことが書いてある。このことから田島浜二七町余が漸く出来上って栗屋氏の知行高に加えられることになるが、それは丁度明治の新政を迎える時期で采地返上となったわけである。

天保の「風土記と注進案」

さてこれまで大海の開作地について述べたが、大海村のその後の様子は天保一二年にできた大海村の風土注進案とそのもとになった風土記一件（山内家文書）がある。天保一一年八月の記録では

①大海村北組畔頭小川太郎右エ門組には

○田島数三七町七反五畝一八歩
高三三三石七斗二升五合

小村家数は

大河内一二、浜中七五、北条四三、久保条二〇、空条二二、西条八で計一八〇軒。

②大海村南組畔頭喜蔵組には

○田島数五三町五反九畝一四歩
高四七三石七斗一升四合

小村家数は

浜条一五、中ノ島一一、南条三

○、浜田六八、内浜一四、赤崎三九、日地一七 計一九四軒。大海村全体では

田島数九一町五反五畝二歩
総高八〇七石四斗三升九合
家数三七四軒。

これを前号の宝暦検地時代と比べると、耕地石高には増減はないが、小村（部落）数、家数が目立って殖えていることがわかる。そして本百姓もその規模が小さくなり、門男、水吞百姓が非常にふえている。これは大海が海上の漁業や廻船等の浦方が発展して行ったことを示すもので、そのことは別の機会ですく述べるとしてここでは次表を参考にかかげる。

大海村

年代	家数	内本百姓	内本軒	半軒	四半軒	門無男	人数
享保頃	154	33				121	756
天保頃	375	96	1	35	60	279	1231

享保一一年（一七二六）の「地下上申」、天保一二年（一八四二）の「風土注進案」によつた。

（秋穂町教育委員会嘱託

田中 稜記）